

認知症と共生する地域づくり

令和6年に認知症基本法が施行されたことを踏まえ、認知症になっても尊厳が守られ、住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる地域づくりが必要です。

区では、認知症に対する区民の理解促進、認知症の早期発見・早期診断・早期治療等の、進行を遅らせることができる取組や、在宅生活を続けることができる体制を整備します（区の認知症施策の詳細は、以下の特集ページ及び60ページ～63ページをご覧ください。）。

（問合せ）高齢者福祉課 介護予防事業係 ☎3802-4034

【認知症について】

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなることで、認知機能（※）が低下し、さまざまな生活のしづらさが現れる状態を指します。

（※）認知機能とは…物事を記憶する、言葉を使う、計算する、問題を解決するために深く考えるなどの頭の働きを指します。

（参考）加齢によるもの忘れと認知症の記憶障害の違い

加齢によるもの忘れ		認知症の記憶障害
経験したことが 部分的 に思い出せない	↔	経験したこと 全体 を忘れている
目の前の 人の名前 が思い出せない	↔	目の前の人 が誰なのか わからない
物の置き場所を 思い出せない ことがある	↔	置き忘れ・紛失が 頻繁 になる
何を食べたか 思い出せない	↔	食べたこと じたいを忘れている
約束を うっかり 忘れてしまった	↔	約束したこと じたいを忘れている
物覚え がわるくなったように感じる	↔	数分前の記憶 が残らない
曜日や日付 を間違えることがある	↔	月や季節 を間違えることがある

出典：NPO法人 地域ケア政策ネットワーク・キャラバンメイト養成テキスト令和4年1月発行.P20を一部改変

認知症も他の病気と同じように、早期診断と早期対応が非常に大切です。認知症が気になり始めたら、15ページ～16ページの「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」でご自身の状態をチェックしてみましょう。